

番号法施行令※の概要

※行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令(平成26年政令第155号)

1. 個人番号関係

1. 個人番号

○個人番号は、郵便又は信書便により通知カードを送付する方法により通知。(2条)

○番号変更が必要な理由等を記載した請求書、又は疎明資料の市町村長への提出等、個人番号の変更手続を規定。(3条、4条)

○個人番号は、住民票コードを変換した11桁の番号＋1桁の検査用数字の12桁の番号。(8条)

2. 通知カード、個人番号カード

○通知カードは、個人番号の変更等により市町村長から返納を求められたとき等に返納しなければならない。(5条)

○基本4情報以外の個人番号カード記載事項は、個人番号カードの有効期間、通称とする。(1条)

○個人番号カードの交付手続として、写真を添付した交付申請書の市町村長への提出、窓口における交付、通知カードの返納等について規定。(13条)

○個人番号カードは、国外に転出したとき、死亡したとき、個人番号を変更したとき等に失効する。(14条)

○個人番号カードは、有効期間満了や失効等により返納しなければならない。(15条)

○個人番号カードのICチップ領域を利用できる者は、①国民の利便性の向上に資するものとして総務大臣が定める事務を処理する行政機関等、②行政サービスを受ける者の利便性の向上に資するものとして条例で定める事務を処理する地方公共団体・地方独法とする(18条)

3. 本人確認の措置(12条)

○以下のア及びイの書類の提示を受けること等の措置とする。

ア 個人番号が記載された住民票の写し又は住民票記載事項証明書

イ 写真の表示等により本人を特定できる書類

○代理人による場合は、以下のアからウまでの書類の提示を受けること等の措置とする。

ア 委任状等の代理権を明らかにする書類

イ 写真の表示等により代理人を特定できる書類

ウ 個人番号カード等の本人の個人番号・氏名等が記載された書類

2. 特定個人情報の提供関係

1. 特定個人情報の提供

○特定個人情報を提供できる政令で定める公益上の必要があるときは、金融商品取引法及び独禁法による犯則事件の調査、地方自治法による地方議会による調査、租税に関する法律の規定による質問等が行われるとき等とする。(26条・別表)

2. 安全確保措置

○地方税法等の規定により提供される特定個人情報の安全を確保するための措置は、提供を受ける者の名称、提供の日時、特定個人情報の項目等を記録すること等の措置とする。(23条、25条)

3. 情報提供ネットワークシステム

○情報照会者又は情報提供者は、符号を取得することができるとするなど、情報連携の手続を規定。(20条、21条、27条、28条)

○情報提供等記録の保存は7年とする。(29条)

3. 特定個人情報保護委員会関係

○別表に掲げるもののうち、委員会の指導、勧告等の権限の対象としない手続は、金融商品取引法及び独禁法による犯則事件の調査、地方自治法による地方議会による調査、国際刑事裁判所に対する協力等に関する法律による国際刑事裁判所に対する証拠の提供等の協力が行われるとき等とする。(34条・別表)

4. 法人番号関係

1. 法人番号

○法人番号は、12桁の会社法人等番号等＋1桁の検査数字の13桁の番号。(35条)

2. 指定、通知、公表

○法人番号は、法人番号等が記載された書面により通知。(38条)

○届出により法人番号の指定を受けることができるものは、国内に本店又は主たる事務所を有する法人等とする。(39条)

○法人番号等はインターネットにより公表。(41条)

平成26年度に内閣府で実施予定のマイナンバーに関する広報

H26年度

H27年度

H28年度

・ ホームページ、Twitter等による周知・広報

ポスター
の掲示

- ・ マイナンバーの周知ポスターを製作
- ・ 市区町村、税務署、年金事務所等の公的施設に掲示

秋頃

コール
センター
の開設

- ・ 国民や民間事業者の問合せにワンストップで対応するコールセンターを平成26年10月（マイナンバーの付番・通知の1年前）に開設予定
- ・ 聴覚障害者向けに電話以外の問合せ手段を検討

10月予定

外国人
向け広報

- ・ 英中韓西葡の5か国語のホームページを新設し、翻訳資料を随時掲載
- ・ 在外公館や入管に周知への協力要請

随時実施

視覚
障害者
向け広報

- ・ 点字や拡大文字のパンフレット、音声CD（デイジー）を製作
- ・ 視覚障害者団体、特別支援学校、点字図書館、地方公共団体等を通じた配布・閲覧を実施

秋頃

平成27年10月
マイナンバーの付番・通知

平成28年1月
マイナンバーの利用開始

平成29年1月
マイ・ポータル
の運用開始

社会保障・税番号制度導入のロードマップ(案)

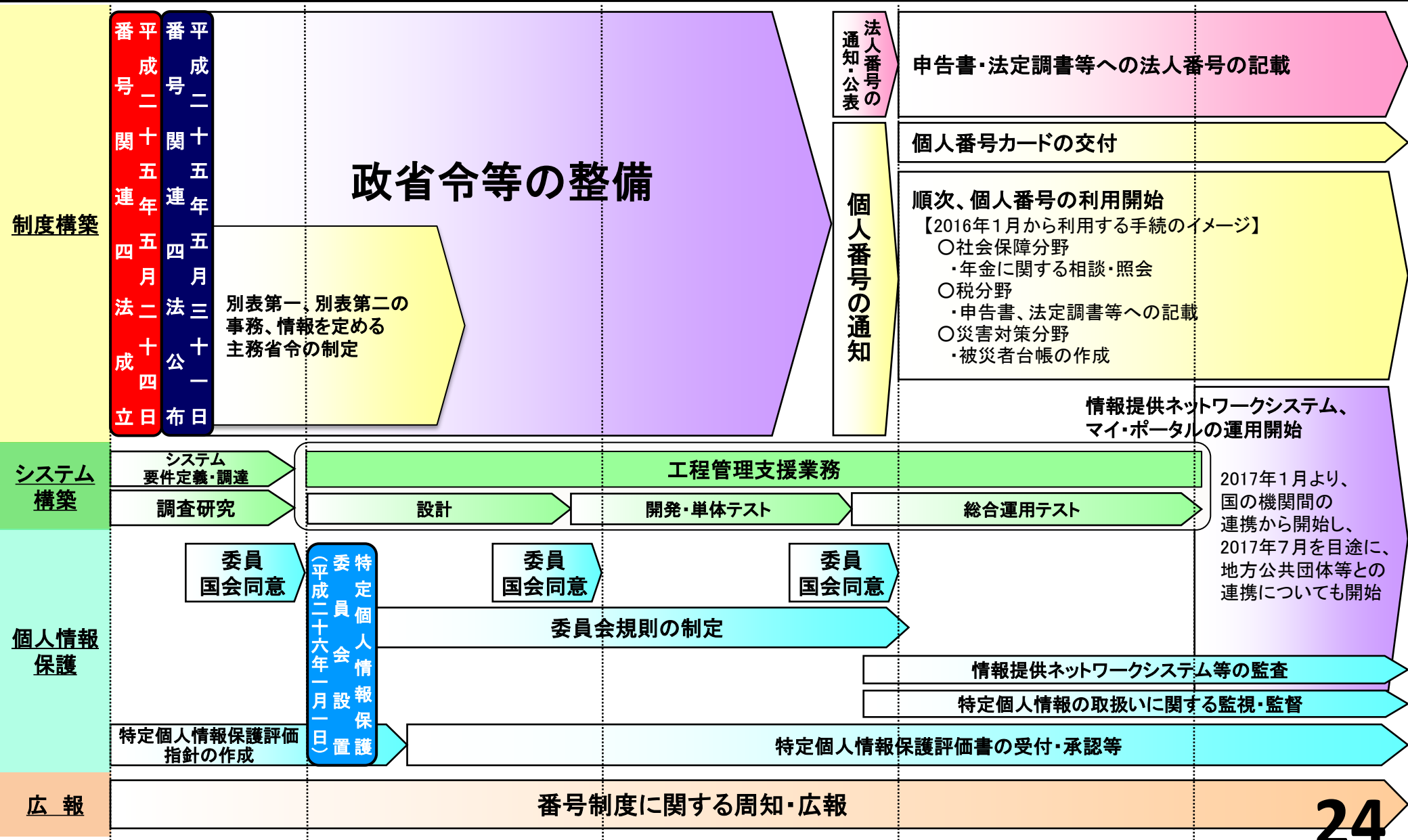
2013年
(H25年)

2014年
(H26年)

2015年
(H27年)

2016年
(10月) (H28年)

2017年
(H29年)



2012年2月14日 番号関連3法案を閣議決定、第180回通常国会に提出。
・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律案
・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案
・地方公共団体情報システム機構法案

2012年11月16日 衆議院が解散し、番号関連3法案が廃案。

自民・公明・民主の3党による修正協議。

2013年3月1日 修正協議を踏まえ、番号関連4法案を閣議決定、第183回通常国会に再提出。
・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律案（番号法案）
・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（番号整備法案）
・地方公共団体情報システム機構法案
・内閣法等の一部を改正する法律案（政府CIO法案）

2013年3月22日 衆議院本会議において番号関連4法案につき趣旨説明・質疑（総理入り）。
衆議院内閣委員会に番号関連4法案が付託。

2013年4月26日 衆議院内閣委員会において質疑（総理入り）、修正のうえ可決。

2013年5月9日 衆議院本会議において番号関連4法案につき一部修正のうえ可決。

2013年5月10日 参議院本会議において番号法案及び番号整備法案につき趣旨説明・質疑（総理入り）。
参議院内閣委員会に番号法案、番号整備法案が付託。
※参議院内閣委員会に政府CIO法案が、参議院総務委員会に地方公共団体情報システム機構法案が付託。

2013年5月23日 参議院内閣委員会において質疑（総理入り）、可決。

2013年5月24日 参議院本会議において番号関連4法案が可決、成立。

2013年5月31日 番号関連4法が公布。
・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）
・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成25年法律第28号）
・地方公共団体情報システム機構法（平成25年法律第29号）
・内閣法等の一部を改正する法律（平成25年法律第22号）

【平成25年5月24日成立・31日公布】**● 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）（マイナンバー法）**

→行政機関等の行政事務を処理する者が、個人番号及び法人番号の有する特定の個人及び法人等を識別する機能を活用し、並びに当該機能によって異なる分野の情報を照合し、これらが同一の者に関するものであるかどうかを確認することができる情報システムを運用して、効率的な情報の管理及び利用並びに他の行政事務を処理する者との間における迅速な情報の授受を行うことができるようにするとともに、これにより、これらの者に対し申請等の手続を行い、又はこれらの者から便益の提供を受ける国民が、手続の簡素化による負担の軽減、本人確認の簡易な手続その他の利便性の向上を得られるようにするために必要な事項を定めるもの。

● 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成25年法律第28号）

→行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、三十六の関係法律の規定の整備等を行うため、所要の措置を定めるもの。

● 地方公共団体情報システム機構法（平成25年法律第29号）

→地方公共団体が共同して運営する組織として、住民基本台帳法、電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による事務並びにその他の地方公共団体の情報システムに関する事務を地方公共団体に代わって行うこと等を目的とする地方公共団体情報システム機構を設立することとし、その組織、業務の範囲等に関する事項を定めるもの。

● 内閣法等の一部を改正する法律（平成25年法律第22号）（政府CIO法）

→内閣官房における情報通信技術の活用に関する総合調整機能を強化するため内閣官房に特別職の国家公務員として内閣情報通信政策監を置くとともに、内閣情報通信政策監を高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部の本部員に加える等の措置を講ずるもの。

主要諸国の番号制度

								
	ドイツ	アメリカ	スウェーデン	オーストリア	フランス	デンマーク	韓国	シンガポール
制度の名称	納税者番号制度	社会保障番号制度	個人番号制度	中央住民登録制度	住民登録番号制度	国民登録制度	住民登録制度	国民登録制度
番号の構成	11桁の番号 (無作為)	9桁の数字 (地域、 発行グループ、 シリアル番号)	10桁の数字 (生年月日、 生誕番号、 チェック番号)	12桁の数字 (無作為)	15桁の数字 (性別、出生年・月、 出生県番号、 出生自治体番号、 証明書番号、 チェック番号)	10桁の数字 (生年月日、無作為な 数字(出生世紀、 性別))	13桁の数字 (生年月日、性別、 申告地番号、 届出順番号、 チェック番号)	13桁(2つのアルファ ベットと7桁の数字) の番号 (発行世紀、出生年、 シリアル番号、 チェック番号)
付番対象	全ての居住者 (外国からの 移住者も)	・国民 ・労働許可を持つ 在留外国人 (本人からの任意 の申請に基づき 発行)	・国民 ・1年を超える 長期滞在者	・オーストリアで 出生した国民 ・国内に居住地を 得た外国人 ※国外に居住する 国民、一時的な 外国人居住者は 補助登録簿番号 で管理	・フランスで出生 した全ての人 ・フランスの社会 保障制度利用者	・デンマークで国民 登録する者(既に 国民登録している 母親のもとデンマ ークで出生した者、 電子教会登録簿に 出生又は洗礼登録 した者、国内に3 ヶ月以上合法的に 居住する者) ・労働市場補助年金 基金に含まれる者、 など	・韓国に居住する 国民 (17歳到達時に 住民登録証の 発給申請義務 あり) ※韓国に90日以上 居住する外国人 には外国人登録 番号、在外国民 及び在外同胞に は国内居住申告 番号を付与	・国民 ・永住権所有者 ・就労許可を受けた 在留外国人
身分証明書 (カード等)	eIDカード (ICカード) (納税者番号の 記載なし)	社会保障番号証 (紙製)	なし (18歳以上の本人 が希望すれば 国民IDカード が取得可能)	市民カード (ICカード等の 物理的媒体では なく考え方。 要件を満たせば 保険証カードや 携帯電話も可)	ヴィタルカード (ICチップ搭載 の保険証)	なし (2010年、紙製ID カード廃止。国民 健康IDカード、 運転免許証、パス ポートに国民登録 番号が記載)	住民登録番号証 (17歳以上は常時 携帯。現在IC カードへの移行 を計画中)	国民登録番号証 (プラスチック製)
利用範囲	税務	年金、医療、 その他社会扶助、 行政サービス全般 の本人確認など	年金、医療、税務、 その他行政全般、 行政サービス全般 の本人確認など	年金、医療、税務な ど、計26の業務分野 で情報連携	年金、医療、税務、 その他(選挙票の 交付)など	年金、医療、税務の他、 市民生活で必要となる 行政サービス	電子政府ログインID、 年金、医療、税 務など	電子政府ログイン ID、強制積立貯蓄制 度、税務など
民間利用	禁止 (税務に必要な 用途は可能)	制限なし	制限なし	本人同意があれば民 間分野番号を生成し て利用可能	許可が必要 (一部を除き殆ど 不可)	制限なし	制限なし	制限なし

(注1) 「国民ID制度に関する諸外国の事例調査結果」(2011年3月内閣官房情通信技術担当室(IT担当室))、「諸外国における社会保障番号等の在り方に関する調査報告書」(内閣府委託調査(野村総合研究所受託)2007年1月)等を基に内閣官房社会保障改革担当室で作成。

(注2) ドイツでは行政分野を横断する形で個人識別番号を持つことは違憲とされたため、行政分野ごとに個人識別番号を採番している。自治体レベルの登録情報を連邦レベルへと集約したものを、
 全国民へ個別IDを付番したものと、納税者番号制度を記載。